

平成 19 年度決算に基づく「財政健全化法」に係る 4 指標等の状況

平成 20 年 9 月 19 日
門真市長 園部 一成

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
門真市	—	16.63	8.6	128.4
早期健全化	12.00	17.00	25.0	350.0
財政再生	20.00	40.00	35.0	

	資金不足比率	
	水道事業	下水道事業
門真市	—	—
経営健全化	20.0	20.0

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「財政健全化法」）が公布され、平成 20 年 4 月から一部施行（公表の義務化）となり、平成 19 年度決算より、地方公共団体の財政の健全性に関する 4 つの指標等の公表制度が設けられました。また、平成 20 年度決算より、「早期健全化団体」、「財政再生団体」もしくは「経営健全化団体」に該当すると、「早期健全化計画」、「財政再生計画」もしくは「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、行財政上の措置を講ずることとなっています。

健全化指標等は、平成 19 年度の決算が 8 月末に監査による審査が終わり、今後決算特別委員会で議論され、12 月の第 4 回定例会で認定される予定となっておりますので、暫定値となっております。

1. 財政健全化4指標

1) 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計、四宮土地区画整理事業特別会計、都市開発資金特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が対象)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

本市の数値	本市の早期健全化団体基準	財政再生団体基準	備考
—	12.00%	20.0%以上	早期健全化基準は、標準財政規模により、11.25%~15%以上

	実質収支額(単位:千円)
一般会計	25,132
四宮土地区画整理事業特別会計	0
都市開発資金特別会計	0
公共用地先行取得事業特別会計	0
一般会計等	25,132
標準財政規模	26,249,209

上記の表のとおり、25百万円の黒字のため、「—」となっています。しかし、単年度収支は21百万円の赤字であり、また財政調整基金を14億円取り崩しております。今後、収入に見合った支出に抑えるという収支均衡予算編成により、基金の取り崩しをしない財政運営が必要となっております。

2) 連結実質赤字比率

一般会計等に、国民健康保険事業特別会計等の特別会計や水道事業会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

本市の数値	早期健全化 団体基準	財政再生 団体基準	備 考
16.63%	17.00%	40.0%以上	早期健全化基準は、標準財政規模により、 16.25%~20.0%以上

	実質収支額または剰余額(単位:千円)
国民健康保険事業特別会計	▲5,854,483
老人保健医療事業特別会計	▲87,600
水道事業会計	1,375,773
公共下水道事業特別会計	175,454
連結実質赤字	▲4,365,724

一般会計等に上記表の赤字額及び剰余(黒字)額を収支すると、43億66百万円の赤字額となっています。その大きな要因は、国民健康保険事業の赤字にあります。

平成19年度の決算では、国民健康保険事業特別会計において、9億70百万円の単年度赤字が見込まれたため、一般会計より同額を繰出し、赤字を増やさない運営を行っています。

このことにより、早期健全化団体基準以下とはなりましたが、比率でわずか0.37%、金額で1億円弱の赤字が増えれば、早期健全化団体基準に該当してしまう状況になっており、4つの指標のうち最も危険な数値となっています。よって、今後、赤字を徐々に減少させていく運営が必要となっており、平成20年3月に策定した「財政健全化計画(案)の第1次改訂版」で、国民健康保険事業における徴収率の改善や計画的な一般会計からの繰入れを行うこととしています。

3) 実質公債費比率

消防等の一部事務組合や広域連合会計も対象に、一般会計等が負担する市債(借金)等に係る元利償還金等の標準財政規模に対する比率

本市の数値	早期健全化 団体基準	財政再生 団体基準	備 考
8.6%	25.0%	35.0%以上	3年平均の数値

早期健全化団体基準以下ですが、今後、土地開発公社からの買戻しによる公共用地先行取得事業債や団塊世代の大量退職に伴う退職手当債の償還等も始まり、年々、数値は上昇傾向にあります。公債費(借金の元利償還金)が増加すると、経常収支比率が上昇し、義務的経費に縛られ、単独事業等が制限されることとなります。引き続き、適正な償還金を見据えた市債発行を行い、適正水準を維持する必要があります。

4) 将来負担比率

本市のすべての会計に加え、土地開発公社の会計も含めた負債(借金)を対象として、将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

本市の数値	本市の早期健 全化団体基準	財政再生団体 基準	備 考
128.4%	350%以上	基準なし	ストック指標

平成 18 年度決算の試算段階では、約 180%でしたが、平成 19 年度決算では、国の算定方法が確定し、都市計画税を充当する一定の事業については、算定から外れることとなったため、今回の計算では、数値は改善されています。基準以下ではありませんが、市債等残高が公共下水道事業特別会計等も含めると、847 億円あるなど、将来の負担は決して小さくはなく、今後、徐々に減少させていく必要があります。

2. 資金不足比率

本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の資金不足額の事業の規模に対する比率

	本市の数値	経営健全化 基準
水道事業	—	20.0
公共下水道事業	—	20.0

どちらの事業も黒字のため、資金不足比率は、「—」となっています。当分の間は黒字が見込めますが、今後も適正な料金設定を行い黒字堅持の経営を行う必要があります。

3. 早期健全化団体になると

財政健全化計画の策定（議会の議決要）及び外部監査の要求が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し公表することとなり、財政のいわば「不健全団体」と認識されます。

その場合、本市の自治体としての信用度が著しく低下することから、起債や一時借入金の利率が高くなるなど負担増になることは必至で、また、定住率の一層の低下が懸念され、その結果、より厳しい財政運営に陥るといふ悪循環になると考えられます。

また、早期健全化団体の場合、「自主的な改善努力の範囲」という位置づけではありますが、実質的に大阪府や国の指導・監督的な傾向が強くなり、住民サービスに関しても、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づく裁量が大きく低下することになるものと考えられます。

4. 新しい「財政健全化法」の概要

